

規制改革会議 公開ディスカッション終了後記者会見録

1. 日時：平成26年3月25日（火）16:10～16:35

2. 場所：中央合同庁舎4号館6階620会議室

○岡議長 それでは、本日の公開ディスカッション後の記者会見をこれからスタートします。皆さんも聴いておられたと理解しておりますので、私から改めて話をする事なく、むしろ皆さんのほうから御質問があればどしどし出していただいで、それに対して、私もしくは長谷川委員から回答させていただくことにしたいと思ひますが、いかがでしょうか。どうぞ。いきなり質問で結構です。もう皆さん聞いておられたので。

○記者 私はいないです。

○岡議長 聴いておられなかったですか。そうですか。それでは概略を御報告します。

今日の第1の議題は「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフティング」、第2の議題が「労働時間法制」ということでやらせてもらいました。

第1のテーマにつきましては、日本介護福祉グループの藤田会長、全国社会福祉法人経営者協議会の浦野総務委員長、上智大学の藤井准教授、厚生労働省の四方にも御参加いただきまして、お話を伺い、意見交換をしたということでございます。

私の印象を申し上げますと、このテーマについては、これまで何回か規制改革会議の中でも議論し、また、皆様方との記者会見でも御報告したと思ひますが、社会福祉法人の経営管理強化という観点については、かなり厚労省が前向きにいろいろ対応しているということをおし上げてきました。本日も、その点については、私は同じ印象を持ちました。今日の議論はどちらかというと、もう一つのイコールフティングの意見交換がかなり活発に行われたと受けとめました。

今日の意見交換は大変参考になり、また大変勉強にもなりました。先ほど御紹介した方々から、それぞれのお立場、あるいは浦野さんからは「私見であります」という形でかなり突っ込んだ御発言もあったと受けとめました。皆さんも多分同様に受けとめていただいたと思うのですが。

そのようなことで、イコールフティングについても、今まで規制改革会議が厚労省と議論してきたことに加えて、さらなるイコールフティングに向けての改革の可能性みたいなものを今日、私は感じました。これは厚労省の方にもそのように受けとめていただければと感じた次第であります。

本日の冒頭でもおし上げたように、公開ディスカッションの目的は、一定の結論を出すための場ではなく、大いに議論をしているところを国民の皆さんにも聴いていただいで、

見ていただいて、理解を深めていただいているということでございましたので、そういう意味では、所期の目的を達成できたものと理解いたしました。

2つ目の労働時間制につきましても、連合の神津事務局長と日本経団連の川本専務理事と厚労省に出ていただいて議論をしたわけですが、本件については、既に規制改革会議としての意見を出しております。皆様御存じのように、「三位一体」と称して、是非、その三位一体という考え方で労働時間規制改革を実現してほしいという意見を出したところではありますが、本日、かなり率直な意見交換ができたと思っておりますので、公開ディスカッションそのものはよかったと思います。

ただ、こちらにつきましても、連合の事務局長からは再三にわたって私どもが三位一体で出した新しい仕組みをつくる以前に、労働者全体にわたってまだまだ解決すべき問題点、労働時間の長さの問題あるいは休暇がとれていないという実態等々、そういった点についての連合さんの立場からの問題指摘があったというのが非常に印象的でありました。

一方、経団連には、私どもの提案を極めて積極的に受けとめていただいて、三位一体で、しかも、全ての細かな取り決めといいますか、制度そのものの採り入れも含めて、労使で協議して決めることも含めまして、私どもの三位一体論については前向きなコメントをいただいたと思います。

厚労省も、今日はどちらかというと、規制改革会議の三位一体という意見を前向きに受けとめていると受けとめました。連合さんも、先ほど申し上げたことを繰り返しおっしゃっていましたが、「労使で話し合っただけで決める」という点については前向きに受けとめるコメントをいただいたと受けとめております。

いずれにせよ、2つのテーマとも、今日の公開ディスカッションで率直な意見のやりとりをしていただいたわけではありますが、私どもの今後の審議、検討に活かしていきたいと思っております。

直接聴いていただいた方には重複したかもしれませんが、御意見、御質問があればよろしくお願ひしたいと思います。

どうぞ、いかがでしょうか。

○記者 雇用のほうについて、先ほど議長がおっしゃられたように、連合さんの受けとめが現在、達成できていないところをどうにかしてよという、正直ちょっとかみ合っていない感を相当感じたもので、それに対して厚労省さんはどちらかというと、規制会議と連合さんのはざまに挟まれておろおろというのが正直なところなのかなと思ったのですけれども、連合さんとの話し合い、現在ちょっとかみ合っていないところを今後どうやって詰め寄っていった議論されていこうとされるのか伺えませんかでしょうか。

○岡議長 本件は、基本的に労政審に舞台が移っていますから、そこでの議論ということになるのでしょうかけれども、今の御指摘については、連合さんから、そのようなスタンスの御発言が何回もあったわけではありますが、私自身の意見をちょっと申し上げたように、

連合さんの問題意識は、あれはあれで正しいと思っています。現状が長時間労働になっているとか、休暇が十分とれていないとかという現状認識については、私どもとしてもその事実をきちんと受けとめたと思うのですけれども、だからといって、今回、私どもが提案した三位一体で新しい制度をつくり上げて「選択肢をふやす」こと自体が連合さんの今抱えている問題にとってマイナスになるとは思っていないのです。

したがって、今日はああいう御意見だったわけでありますが、これから労政審の中での、まさに労使、関係者がそろった中で議論が深まっていけば、多少の条件がつく等々はある得ますけれども、基本的にこの考え方がどうしても受け入れられないということでは多分ないのだろうと受けとめております。私は、連合さんの問題指摘はもっと大きなテーマとして議論をすべきだろうと思うのです。私どもはそういう現状のもとで、1つ選択肢を増やすのですが、その選択をするかしないかは、働き手と企業側が話し合っただけで決められるのだから、もし決まらなければ、現状のままなのだということで、悪くなるという話は一切ないわけです。

ただ、私はあえて言わなかったのだけれども、連合さんが気にしておられるというか、指摘されている問題の解決のためにも、三位一体でそれができたら、それがきっかけになって、例えば休暇がとりやすくなるようなものに発展していくというか、普及していくというか、そういう期待を持っているのです。それをいきなり全ての労働者を対象に上限設定するとか、全てを対象に休日のとり方を強制的にするとかということになると、企業が受け入れられないと思うのです。ですから、まず双方が受け入れられるものをつくり上げて、そこからいい方向に発展させていくことは、働き側にとっても、企業側にとってもあり得るのかなと。

そういう意味では、今回の私どもの三位一体の提案は大変興味深い提案だなと。自分たちが出して言うのもなんですが、要は選択肢を増やすのですよと。しかも、その選択肢を採るか採らないか、さらに採り方も含めて、労使が話し合っただけで決めるということが我々の基本的な考え方でございますので、働き手にとっても企業側にとってもプラスになる制度ということだと思えます。

○記者 もう一問、社福に関してですけれども、特養の社福に限定している話について、先方の回答で、息子さんが押しかけてきて、おやじを出せとかとやっけていて、実際問題、そういう問題もあるからこそ社福ではなければいけないのだよという、言葉を正確に覚えていなくて申しわけないのですけれども、おっしゃられていて、個人的にはそれもそれでごもつともだなと思ったのですが、社福の特養に関しての企業参入に関して、現在の議長の考え方を伺いできませんでしょうか。

○岡議長 これはまだ規制改革会議としての結論が出ていませんので、会議としてこうだということをお願いされるタイミングではない。会議の中で議論をもうちょっと深めさせてもらおうと思っていますけれども、特養については、繰り返し繰り返し厚労省からも、

今日も何回か説明がありましたように、いわゆる介護という分野において、特養からサ付き（サービス付き高齢者向け住宅）まで、4つのカテゴリーがあって、全てに共通していることは介護保険が適用されます。そこでは差がございません。あとは経営主体がどうあるかというところで、社福に限定されている特養（特別養護老人ホーム）と、残りの3つは誰でもできるという状態について、特養についても誰でもできるようにしたらいいのではないかという考え方は、今日の規制改革会議の委員の何人からもそういうスタンスでの発言、意見がございました。実は、私自身も基本的にはそう思っています。「こうこうこうだから特養だけは」という説明を何度も厚労省からいただいていますけれども、誰かが言っていましたね。「そんなに堅く考えないで、軽く外したら」という御発言がありましたが、あそこの部分について、何であれだけ厚労省がこだわっているかということについては、ちょっとよくわからない部分がありますが、一方で、厚労省の説明で少しわかる部分としては、特養の部分は大変いろいろな規制があって大変なのですよというところ。出入りが自由になったからといって、はたして一般法人がどれぐらい入ってくるのかという部分もあるわけです。ですから、結局、ルールとして、完全にイコールフティングするという考え方でいくのか、実態面で物事を考えていくかというあたりのところは、これから規制改革会議がこのテーマについての最終的意見をまとめるときの1つの分かれ道なのかなという気がしております。

皆さんには、今日の2つのテーマだけでなく、「公開ディスカッション」そのものについての御意見あるいは御質問も是非お願いしたのです。前にも申し上げましたように、昨年7月から今年の6月末までの1年間に、試行的に2度やりたいということで、今回が2度目ですけれども、やってきたわけでありましたが、私どもとしては、この2回の経験を踏まえて、7月以降の次の期にどのような形で公開ディスカッションをやるのか。頻度も、やり方も含めて、4月以降の規制改革会議の中で議論することになっています。そういう前提で記者の皆さんから公開ディスカッションなるものについての意見なり、アドバイス等々があれば、是非聴かせていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

○記者 端的に伺って、2回やられてみて、このクールとしての公開ディスカッションはこれで打ち止めかなと思うのですけれども、このディスカッションの責任者である長谷川委員として、2回やられてみて感想はいかがなのか。

今後、これはどんどんシステム化して行って、まだ気が早い話ですけれども、第3クールもこれから見えてくるわけで、このディスカッションは、確かに聞いていると結構、細部に神が宿っていたりもする話なので、もっと生かしていこうという形にされるのか、それともやはりなんだかんだで、相当大変だからこれぐらいが限度かなという世界なのか、どうお考えなのか伺えますでしょうか。

○長谷川委員 すごく一般論ですけれども、規制改革の話はすごくややこしいですね。す

ごく細かい。この公開ディスカッションという場でもっと問題点をくつきり誰にもわかるような形で提示できれば成功だと思っていて、だから、論点整理というのはそういう意味なのです。

だから、今日の議論で即して言えば、とりわけイコールフットィングのところで、要するに社福が内部留保を非常にためている。事業予算以上の金融資産を持っている。これはまず一体何なのだと。そのお金があるにもかかわらず、それが税金をまけてもらったり、補助金をいただいてということがかなり原資になっている。まけてもらったのに社会貢献されていないのみならず、従業員、例えば介護士さんとかにも十分に改善されていないらしいと。つまり、待遇が悪いということは世間に知られているわけですね。そういうことがあって、かつ施設自体は十分なのかというと、森下先生が散々おっしゃったように、施設自体も不十分だと。これはどう考えても仕組みがおかしいだろうということが私などにはすごくくつきりわかるわけです。つまり、お金はここにあるのに、そのあるお金が社会にも、従業員にも還元されず、施設自体も足りないというのは何か仕組み自体がおかしいからなのだと。そういうことを前提にどう改めるのだといったときに、社会福祉法人という事業主体と株式会社という事業主体に差があることが問題なのか、そうではないのかということがまさに論点で、そういうことが明らかになってくれば成功だと私はそう思っている。

労働時間の問題でも、一方で有給休暇が十分に消化されていない。これは現実で、誰もがみんな認めているわけです。でも、それが消化されずに来ていて、かつ仕事の実態に合った働き方も見直してほしいということは、経営者のほうはもちろん言っているし、労働者の一部の中にも実はそういう意見はある。なぜなら、今日も多分、皆さんのお手元にあるかもしれないけれども、アンケート調査というものがあって、そのアンケート調査を見ると、現状を変えたほうがいいという人が3割ぐらいいて、その中の過半の人は、自分の仕事に見合った働き方をもっと考えてほしいという意見がアンケート調査でも出ている。そういうことがある。

つまり、何か現状を変えなければいけないということは、労組にそういう気持ちがあるにもかかわらず、実際はどうなっているかということ、有給消化はされていない。その隘路をどうやって打開しなければならぬのか。ここに課題はそこにあるということがくつきりわかれば私は成功だと思っていて、そういうことが各テーマについて、細部はどうあれ、要するに非常に骨太な議論の骨格を見せたいというのが私の気持ちです。

○岡議長 今、長谷川さんからもあったような形で、私自身もテーマを何にするかが大変重要だと思うのだけれども、規制改革会議がより多くの国民に関心を持ってもらう、あるいは理解をしてもらうことは当然のことなので、そこにつながる評価ができれば、当然、私どもとしては続けていきたい。むしろ、やれと言われてやるのではなくて、我々のほうが積極的にやって、それを通じてそのような効果を期待していきたいと思っております。

まだ4月以降、規制改革会議の中で議論しますけれども、手応えとしては大変ポジティブに受けとめております。

他はいかがでしょうか。

○記者 先ほどの質問に関連してですが、次のクールについても公開ディスカッションは開きたい意向である、もしくはまだわからないというところは、どういったことが言えるのでしょうか。

○岡議長 今日、あるいは前回を含めて、2回の公開ディスカッションをやってきた自分自身の手応えというのですか、先ほど来申し上げている目的に対しての手応えについては、私自身、大変ポジティブに受けとめていますので、やる方向で議論を進めたいと思っておりますが、会議としては、次の期にどのような形で、どういう内容で等々を含めまして、4月以降に委員の皆さんの意見をお聴きしたうえで決めようということになっています。ですから、皆さん方に7月以降の公開ディスカッションをやる、やらない、やる場合のどのようなやり方等々を含めてはもうちょっとお待ちいただきたい。

○記者 もう一点、先ほどの特養についての参入規制の撤廃というテーマですが、これは今後、イコルフットイングの議論をする中で、規制の撤廃も1つの論点として掘り下げていく方向ということでよろしいのでしょうか。

○岡議長 そういう意見も含めて、会議の中で議論を深めて、規制改革会議としての意見を取りまとめたいと思っております。その取りまとめに向かって、今日現在では、その意見もまだあるということです。

○長谷川委員 付言すれば、私はあの議論で、一番核心を突いたのは、佐久間さんの御意見かなと実は思っているのです。佐久間さんが社福と株式会社という事業主体ごとに分けるという話と、補助金なりの投入が差別があるのは、その根本的な理由がわからないとおっしゃって、審議官がいろいろお答えになっていたけれども、私もあの審議官のお答えが実はよくわからなくて、あれは議事録でもう一遍よく精査したら結構問題の核心に触れているのではないかとちょっと思っているのです。だから、ああいう佐久間先生のような御意見もまだある。要するにすごく根本的な議論ですね。

○記者 ありがとうございます。

○岡議長 よろしゅうございますか、

それでは、以上をもちまして、記者会見を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。